

勞務第一一四號
昭和五年四月十日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
大藏大臣 井上準之助 殿

社會局長官 殿
各廳府縣長官 殿

〔北海道 京和 大阪 神奈川 兵庫 千葉 知 群馬 栃木 群馬 岐阜 富山 石川 福井 山梨 長野 新潟 秋田 岩手 宮城 熊本 大分 山口 和歌山 三重 島根〕

鐘紡績株株式會社ノ勞働爭議ニ関スル件(第三報)

要旨リ 会社側ハ減給問題ハ既定方針ヲ以テ進メシテ面議給與ニ着手シ優遇ノ途ヲ講ズル模様

職工側ハ稍急業ノ気分アリテ午前午後二回ニ亘リ娯樂室ニ集合シ不満ヲ訴ヘ氣勢ヲ揚ゲ

且今則則翌月外五名ハ凡日社倉高及大蔵者ヲ初回トシ決ヤスヲ提